

秦野市市税条例の一部を改正することについて

秦野市市税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 7 年 1 1 月 2 6 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 地方税法の改正に伴い、徴収の猶予及び換価の猶予の手續について必要な規定を加えること及び平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間に新築されたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅について、固定資産税の減額割合を設定すること。
- (2) 行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、これまでの申告事項に個人番号又は法人番号を加える規定の整備を行うこと。
- (3) 納税者の利便性の向上を図るため、市税の減免申請書提出期限を緩和すること。

秦野市市税条例の一部を改正する条例

秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）の一部を次のように改正する。
第5条を次のように改める。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入）

第5条 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この条において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合においては、その徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、その徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をする金額をその徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をする期間内において、その徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させ、又は納入させることができる。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付させ、又は納入させる場合においては、分割納付の各納付期限及びその納付金額又は分割納入の各納入期限及びその納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付の各納付期限の納付金額又は分割納入の各納入期限の納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付の各納付期限及びその納付金額又は分割納入の各納入期限及びその納入金額を定めたときは、その定めた内容その他必要な事項をその徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付の各納付期限の納付金額又は分割納入の各納入期限の納入金額を変更したときは、その変更した内容その他必要な事項をその変更を受けた者に通知しなければならない。

第5条の次に次の4条を加える。

(徴収猶予の申請手続等)

第5条の2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち猶予を受けようとする金額
- (4) 猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入をするかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入をする場合は、分割納付の各納付期限及びその納付金額又は分割納入の各納入期限及びその納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が3か月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保について参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証明するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が3か月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供について必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第5条の3 市長は、法第15条の5第2項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付させ、又は納入させるときは、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をする金額をその換価の猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付させ、又は納入させるものとする。

2 第5条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付させ、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入をさせるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の手続等)

第5条の4 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6か月とする。

2 市長は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付させ、又は納入させるときは、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をする金額をその換価の猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長

が指定する月)に分割して納付させ、又は納入させるものとする。

3 第5条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付させ、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第5条の2第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付の各納付期限及びその納付金額又は分割納入の各納入期限及びその納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第5条の2第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第5条の2第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第5条の2第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第5条の5 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 猶予に係る金額が100万円以下である場合
- (2) 猶予期間が3か月以内である場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、担保を徴することができない特別の事情がある場合

第10条中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)第47条の3の規定に基づいて市長が定める金額以下である者」を「施行令第47条の3の規定に基づいて市長が定める金額以下であるもの」に改める。

第13条第1項の表第1号オ中「、次項及び第15条」を「及び次項」に改める。

第16条第3項中「事業所又は寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。第41条第1号、附則第20項第1号及び附則第21項第1号において同じ。）」を加える。

第20条第2項中「納期限前7日までに」を「納期限までに」に改める。

第41条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称並びに個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号、附則第20項第1号及び附則第21項第1号において同じ。）又は法人番号を有している者についてはその個人番号又は法人番号」に改める。

附則第20項第1号及び第21項第1号中「氏名又は名称」の次に「並びに個人番号又は法人番号を有する者についてはその個人番号又は法人番号」を加える。

附則第31項を附則第32項とし、附則第30項を附則第31項とし、附則第29項の前の見出しを削り、同項を附則第30項とし、同項の前に見出しとして「（軽自動車税の税率の特例）」を付し、附則第28項を附則第29項とし、附則第27項の次に次の1項を加える。

28 法附則第15条の8第4項において準用する法附則第15条の6第2項の条例で定める割合は、3分の2とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める日から施行する。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の改正規定並びに附則第8項及び第9項の規定 公布の日
 - (2) 第16条第3項及び第41条第1号並びに附則第20項第1号及び第21項第1号の改正規定並びに附則第5項から第7項までの規定 平成28年1月1日
 - (3) 第5条の改正規定、同条の次に4条を加える改正規定及び第10条の改正規定並びに次項から附則第4項までの規定 平成28年4月1日

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

2 この条例による改正後の秦野市市税条例（次項から第8項までにおいて「改正後の条例」という。）第5条、第5条の2及び第5条の5（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前項第3号に掲げる規定の施行の日以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第5条の3及び第5条の5（新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第5条の4及び第5条の5（新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に新法第15条の6第1項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

5 改正後の条例第16条第3項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に行われる改正後の条例第16条第3項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の秦野市市税条例（次項及び附則第7項において「改正前の条例」という。）第16条第3項の規定による申告については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

6 改正後の条例第41条の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に行われる改正後の条例第41条の規定による申告について適用し、同日前に行われた改正前の条例第41条の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 7 改正後の条例附則第20項第1号及び第21項第1号の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に提出する改正後の条例附則第20項及び第21項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した改正前の条例附則第20項及び第21項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 8 改正後の条例附則第28項の規定は、平成27年4月1日以後に新築された新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(秦野市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 9 秦野市市税条例の一部を改正する条例(平成26年秦野市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第31項を附則第32項とし、附則第30項を附則第31項とし、附則第29項を附則第30項とし、同項の前に次の見出し及び1項を加える改正規定中「附則第31項の表」を「附則第32項の表」に、「附則第32項」を「附則第33項」に、「附則第30項の表」を「附則第31項の表」に、「附則第31項とし」を「附則第32項とし」に、「附則第29項の前の見出し」を「附則第30項の前の見出し」に、「附則第30項とし」を「附則第31項とし」に改め、見出し及び1項を加える改正規定を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

- 30 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対するその軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第31条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条第2号ア (イ)	3,900円	4,600円
第31条第2号ア (ウ)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円

	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

附則第1項第2号中「附則第29項」を「附則第30項」に改め、同項第3号中「秦野市市税条例附則第29項から第31項までの改正規定」を「秦野市市税条例附則第30項から第32項までの改正規定」に、「改正後の条例附則第29項」を「改正後の条例附則第30項」に改める。

附則第7項から第9項までの規定中「改正後の条例附則第29項」を「改正後の条例附則第30項」に改める。